

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	所在地	建設業許可番号
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿1-25-1	1-000300

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可、「2-」は茨城県知事許可、「3-」は他県知事許可を表す。

2 指名停止措置期間

令和6年6月1日～令和6年6月30日（1箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 ひたちなか市が発注する工事等

4 事実概要

大成建設株式会社は、「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）工事」において、作業員（一次下請け）が負傷した労災事故について、所轄の鰐沢労働基準監督署長に遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなければならないところ、令和5年7月4日に至るまで提出しなかったとして、同社使用者が労働安全衛生法違反により、令和6年3月26日、鰐沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2に掲げる（不正又は不誠実な行為）第13項（1）に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱 別表第2〉

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 13 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 業務に関し、法令に違反したとき。 (2) 市発注工事に当たり、下請負代金の全部又は一部に不払いがあったと市長が認めたとき。 (3) その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと市長が認めたとき。	1月以上 9月以内 1月以上 9月以内 1月以上 9月以内

問い合わせ先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2-10-1
電話 029-273-0111